「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」のお知らせ（令和４年度住民税非課税世帯）

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（非課税世帯等）に臨時的な措置として「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を支給します。

◇給付金の支給額：１世帯あたり５万円

◇支給対象者

＜非課税世帯＞

令和４年９月30日に小坂町に住民登録があり、世帯全員の**令和４年度住民税均等割が非課税の世帯。**
ただし、世帯全員が市町村民税が課税されている方の扶養親族である世帯は対象外。

◇支給手続き

支給対象となる非課税世帯には、**「支給要件確認書」**を12月上旬に送付しました。
※「令和４年１月２日以降に転入した方のいる世帯」及び「令和４年度臨時特別給付金受給世帯で世帯状況に変更がない世帯」へは別途通知を送付しています。

「支給要件確認書」の中身を確認し、返信用封筒で**役場へ返信**してください。
※転入者のいる世帯は申請が必要
※令和４年度臨時特別給付金受給世帯で世帯状況に変更がない世帯は申請が不要。
【提出期限：令和５年１月31日】

＜家計急変世帯＞

令和４年９月30日に日本国内に住民登録があり、予期せず令和４年１月から12月までの家計が急変し、世帯全員が「住民税非課税世帯相当」の収入となった世帯。
ただし、左記「非課税世帯給付金受給世帯」や世帯全員が市町村民税が課税されている方の扶養親族である世帯は対象外。

給付金を受け取るには、

「申請」が必要です。

【提出期限：令和５年１月31日】

申請書用紙を町ホームページまたは総務課より受け取り、必要事項を記入して添付書類とともに役場へ**郵送または直接提出**してください。

◇給付金の支給時期　「確認書」や「申請書」を役場で受理した日から３週間後が目安です。

■お問い合わせ先　総務課企画財政班（価格高騰緊急支援給付金担当）
（TEL29－3907　FAX29－5481）

小坂町エネルギー価格等高騰対応事業継続支援金交付事業

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響の中、原油価格の高騰及び物価高騰に伴う各種原材料費の上昇に直面し、経営に影響を受けている町内の小規模事業者等に対して支援金を交付します。

【交付対象の主な要件】
(1) 交付対象者は飲食業、理美容業、小売業の事業主または代表者
(2) 中小企業基本法第２条に規定する中小企業及び個人事業主または代表者
(3) 令和４年12月１日時点で町内に営業店舗があり、かつ事業主が町内に住所を有する方

【交付金の額】
交付金の額は、１事業所当たり５万円（複数の店舗を有する場合は上限２店舗分まで）
※予算の範囲内とします。

【受付期間】
令和４年12月12日～令和５年２月28日（必着）
支援金の交付対象になると思われる場合は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先　観光産業課観光商工班　（TEL29－3908）